

江戸川生活者ネットワーク

それゆけ!レポート Vol.112 2017.12.1

〒132-0033 江戸川区東小松川3-35-13-205 / 発行人: 藤居 阿紀子 / 連絡先: ☎03-5607-5975

江戸川区の 道徳教科書採択に 異議あり!

公立小学校の道徳は2018年度から「特別の教科」とされ、成績評価の対象となります。今年8月、江戸川区では、小学校の道徳の教科書選定が行われ、教育出版の「はばたこう明日へ」が採択されました。教育出版は、2005年の社会科の教科書選定の際に、戦争を肯定的にとらえ、他社の教科書の中傷するなど、偏った歴史観が問題となった「新しい歴史教科書をつくる会」系の出版社です。

◆採択された教科書の問題点

教科書について専門的に調査を継続してきた市民団体「子どもと教科書全国ネット21」が、今回、検定を通った8社の教科書内容を分析した結果、教育出版の教科書は他社の教科書と比べ、次の点に顕著な違いがあるとしています。

- ① 2年生で扱っている「国旗・国歌」が他社と比べて異常に大きく、「君が代」の歌詞を「日本の平和が長く続くようにとの願い」と誤った説明をしている。
 - ② 5年生の教材で安倍首相や東大阪市の野田市長の写真を必然性がないのに掲載している。
 - ③ 道徳のお手本にするべき人物として豊田喜一郎、松下幸之助など、経済界での成功者を掲載している。
 - ④ 「礼儀」の教材が多く取り入れられている。
- 文部科学省「義務教育諸学校教科用図書検定基準」では、特定の個人、団体については、政治的・宗教的な援助や助長のおそれがあることなどから掲載は禁止、特定企業名も宣伝や非難のおそれがあるなど、禁止されており、教育出版教科書の基準違反が指摘されています。

◆都内62自治体のうち採択は2自治体のみ

区の教科書採択について、決算特別委員会、この教科書の問題点についての考えを質すと、教育指導室長は「検定を通っており、国が認定した教科書。教育委員が採択したのだから、何の問題もない」と答弁しました。

選定の過程で、各図書館で教科書を表示した際の区民の意見や、各学校現場からの調査報告についての説明を求めたところ「区民の意見は公表しない、71校すべての意見を反映することはできないが、どちらか教育委員は参考にしていく」ということでした。

一方で現場の先生方は、前述の問題点のほかに、教育出版の巻末「学びの手引き」には想定される質問が掲載されており、子どもたちの考えを誘導してしまい、深まりのある授業が展開できない危険もあるのではないかと感じています。

東京都内の小学校で教育出版の教科書を採用したのは、武蔵村山市と江戸川区の2自治体だけです。武蔵村山市では、同じ市立小学校の校長を含む合計3人の教員が、この教育出版の教科書の著者であり、公正性に疑問が残ります。結果的に全国で

も58%と極めて少数派であり、江戸川区は8社のなかから、なぜ教育出版を選んだのかを丁寧に説明すべきですが、区にその姿勢はなく、これも大きな問題です。

◆教科にすることは疑問

2006年の「教育基本法改正」により、「愛国心」が、教育基本法、学校教育法のもとでの学習指導要領の規定へと法制化されました。その後、2015年に、教育課程に「特別の教科である道徳」を新設し、「道徳」は教科化されたのです。従来、学習指導要領における道徳は、小中学校での実施を規定する以上のものではありませんでしたが、これまでの道徳の内容が教育基本法の「教育の目標」に明記されたことで、日本の教育全般を規定するものになってしまいました。

道徳教育は、多様な生き方があることを前提に、あくまで、子どもたち一人ひとりが、自分の価値観を確立して、自分なりの幸せを追求していくことができるように素材を提供する場であるべきです。社会の中にある「自分」を見つめ、生きていくうえで必要な「正しい行い」は何かを学ぶ授業です。それは個人が自ら判断するものであり、そこに「国家」が介入することはあってはならないことだと考えます。

江戸川ネット・ミラフォーラム それゆけ! タイム 9月10日 『知っていますか? 『教育勅語』』報告

講師の鈴木篤弁護士は「道徳」とは何かを柔らかい語り口で時間をかけて話してくれました。「道徳」には考え方が二つあるといいます。一つは、自分の外側にある「社会のルール」を考へること。もう一つは、自分の「行為基準」について考へること。それには「自律」と「他律」があり、自ら思考することのない行為基準は「他律」であり、決められた基準に盲目的に従い、戦争や災害といった非日常で目を覆うような残酷な行動に結びついてしまふ。自分の行為が他の人にとってどうなのか? 自分の考えと他者の考えを対比し「何が正しい行いなのか」を判断していくことが「自律」の「行為基準」なのです。他者との関係の中で自分の立ち位置と行動規範を明らかにして得られるものが「道徳」で、その目的は他者との関係をよくし社会を豊かにするためにあり、個人が幸せになるために守るべきものなのです。そして「教育勅語」。これは、明確に権力による支配的な道徳律であり、書かれている本文は天皇を戴く国家につくせということ。「父母に孝行をつくし」「虐待する親にもつくし」「夫婦互いに睦み合ひ」「DVの夫や妻にも従いますか?」このような「徳目」は今の時代には沿わないだけでなく、盲目的に他律の「行為基準」を押しつけるものに他なりません。教科として始まる「道徳」には子どもたちが豊かに他者との関係を「思考」することができるような授業が求められます。(奈良 由貴)

市民が取り組んだ衆院選



江戸川区では3月11震災後、さまざまな市民団体が連携し、連絡会を立ち上げ「原発」「原発再稼働反対」、また「安保法制」や「共謀罪」反対の運動を継続してきました。江戸川生活者ネットワークも、これらの運動に積極的に関わってきました。2015年12月、「安倍政権を止めろ。改憲させない」という点で合意し、市民と野党共闘による「戦争させない! 江戸川総がかり行動実行委員会」を立ち上げました。

衆議院が解散した10月28日、当初から予定していた、江戸川総がかり行動主催の「高田健(議員)11/15江戸川ネット」を開催しました。この中で、高田議員は「憲法9条改正反対」「安保法廃止」を掲げ、草の根の政治を主張する「立憲民主党」は、長年実践してきた生活者ネットワークの政治そのものです。今後も、地域に根差した市民政治をすすめていきます。(藤居 阿紀子)

◆インフォメーション◆

「不思議なクニの憲法」上映会のお知らせ

- 日時: 2018年2月4日(日) 16:00~19:00
- 場所: タワーホール船堀 蓬莱の間
- 資料代: 1,000円

憲法で守られてきた私たちの権利が、危機にさらされています。今見ておきたい必見のドキュメント。
 (映画の内容) ・声を上げる若者たち
 ・立憲主義って何?
 ・生活のなかの憲法 等々

※松井久子監督のトークもあります。

お問合せ: 江戸川生活者ネットワークまで
 TEL:03-5607-5975 FAX:03-5607-6158
 メール:soreyuke@net.email.ne.jp